

大台ヶ原における新しい利用のあり方メニュー(案)

1. 目指すべき「新しい利用のあり方」

平成 14 年度および 15 年度調査の結果、ピーク時には駐車場の容量を大幅に超える車両の入込みによる路上駐車や渋滞の発生、また多くの利用者の入込みとその利用行動による自然環境への負荷の可能性が確認された。これらは大きく入込みの「量」の問題と利用の「質」の問題に分けられ、双方からの利用対策が必要であることで部会委員間の合意を得た。

これらの課題に加えて大台ヶ原が国民の保健、休養及び普及啓発に資する自然公園であること、優れた森林生態系を有しながら、山頂まで開設された車道により一般の利用者が容易に到達できる条件にあることなど、貴重な自然体験の場として高いポテンシャルを有していること、一方、大台ヶ原は林業以外の産業に乏しい地域経済において重要な観光資源であることなどから、大台ヶ原の利用についての基本的考え方は次のとおりとした。

- 自然とのふれあいを求めるすべての国民が豊かな自然の中で質の高い自然体験・環境学習ができること。
- 利用による自然環境への影響が自然の回復力の範囲内であり、将来にわたって持続的な利用ができること。
- だれもが大台ヶ原の自然環境や利用方法についての情報を得られること。
- 大台ヶ原の利用を通じて地域が活性化し利用者と地域との連携、協働、交流が生まれること。
- 大台ヶ原における利用対策の取り組みのノウハウやデータが蓄積され、全国の自然公園等の自然再生モデルとして生かされること。

2. 計画の進め方

- 「量の適正化」、「質の改善」を両輪として進める。
- 客観的なデータ、科学的な知見を踏まえて行う。
- 地域全体での十分な議論を通じ、地域振興との両立を図る。
- 持続的な利用と自然環境の保全・再生のため、適正な利用者負担のあり方についても検討を進める。
- 継続的な環境改善を図るため、PDCA サイクル(※)で順応的に進める。

※ 目標を掲げ評価・見直しをしながら達成していくというしくみ。

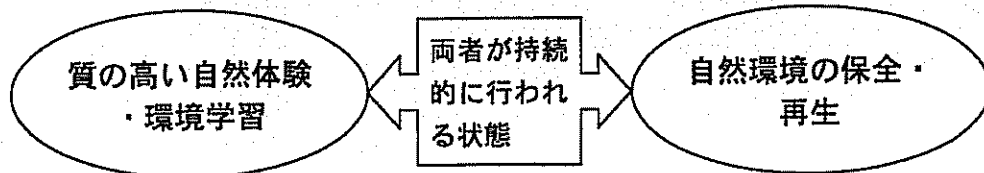
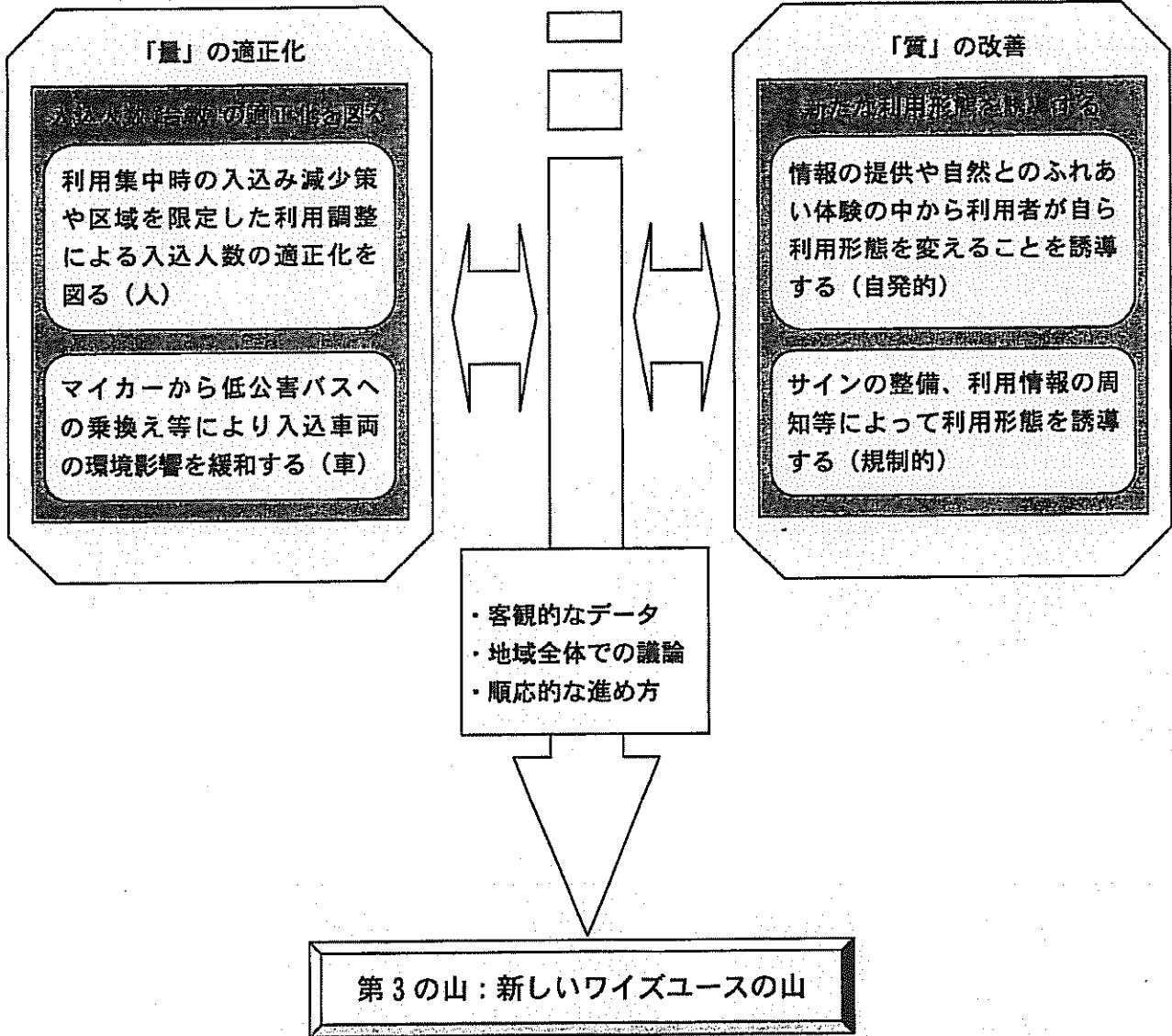
Plan (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ Check (検証) ⇒ Action (是正措置)

＜進め方のイメージ＞

かつて：“登山の山”



現在：“観光の山”



3. 大台ヶ原における新しい利用のあり方メニュー（案）の検討

今年度は以下の①～③を基本的な方向として、具体的なメニュー(案)の大きな方向性として目的や手法を提案し、検討課題を整理している。

今後は個別のメニュー(案)について、緊急性を要するもの、実現に向けた課題の少ないものなどのプライオリティをつけながら具体化に向けた検討を行い、関係者や地域と合意形成を図りながら進めていく。

次に示す大台ヶ原における新しい利用のあり方を目指した取り組みを進めていくことにより地域の個性を発信していく。

- ①「マイカー規制」：ピーク時における車の量の削減と、これに伴う利用の分散化を図り、自然環境に対する一時的な過剰負荷を軽減する。
- ②「より良好な森林地域の保全の強化」：相対的に見てより良好な森林が存在する地域については、利用調整のためのエリアを設けることで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を提供する。
- ③「総合的な利用メニューの充実」：質の高い自然体験・環境教育の場としての啓発や利用メニューについて、周辺資源との連携も考慮しつつ全体的に充実を図る。

(1) マイカー規制（パーク&シャトルバスライド）

【目的】ピーク時における車の量の削減と、これに伴う利用の分散化を図り、自然環境に対する一時的な過剰負荷を軽減する。

【手法】春・夏・秋の利用の集中がみられる期間限定でドライブウェイへのマイカー乗り入れの禁止とともにパーク&バスライドを実施する。

【効果】①排ガス、騒音の削減（低公害バスの導入促進）

②ピークに集中する過剰利用の解消（利用の分散化を促進、自然への一時的な過剰負荷軽減）

③快適利用、質の高い自然体験の促進（渋滞・混雑の緩和による体験の質的向上）

④利用者意識の啓発（乗換えによる非日常意識への切替、ビデオ等による啓発）

【留意点】入込量、人の流れの変化は地域経済にも直結するため、規制の内容や代替交通手段の導入など具体的検討にあたっては、他地区の先進事例を参考にしながら、地元自治体や地域住民、関係機関と十分な協議・調整を重ねていく。

【検討項目】

①規制期間

・当面はピークカットを目的に春・夏・秋の土・日・祝日など利用の集中がみられる期間（年間20日程度）を想定。

②ドライブウェイへの乗り入れ禁止対象

・マイカーの乗り入れを規制対象とし、代替シャトルバスを運行。

・基本的に低公害バスのみ通行可とするが、低公害車以外の観光バスやタクシーの取扱いについては諸条件を勘案しながら低公害車化を検討。

③シャトルバスの運行主体

・低公害バスによるシャトルバスの運行を確保するため関係者間の協力体制等について検討。

④規制道路区間、パーク&バスライド駐車場（次頁の表を参照）

・規制道路区間およびP&R駐車場は環境保全、地元の理解、利用者の利便性・コスト

等を総合的に検討。

⑤管理・運営・料金徴収体制

- ・協議会等体制の構築、役割分担について検討。
- ・諸費用は受益者（利用者）負担を原則として、山上駐車場の通年有料化、P & R 駐車場やシャトルバスの料金徴収について検討。
- ・関連情報についてリアルタイム情報提供のためのハード面、ソフト面での整備を検討。

⑥検討体制

- ・①～⑤の項目について、協議会の設立を念頭においた行政連絡会議を活用して検討。

P & R 駐車場候補地（案）の検討：いくつかの組み合わせもあり得る

距離	近	中	遠
バス所要時間	20分	40分	60分
容量 (マイカー駐車 可能台数)	大規模一括 (*造成を要するため 要検討)	大規模一括 (約300台)	大規模一括 (約300台)
自然公園法	普通地域 (3特)	普通地域	—
造成等	大 (切り盛り造成、 道路整備)	大 (トンネル新設、 アクセス道拡幅)	小
環境影響	大	中	小
関係機関 (土地所有)	私有地	財産区有地 (H16.3まで県管理)	国交省・川上村
車両進入禁止 区間	ドライブウェイの辻堂 ～山頂	ドライブウェイ全体	ドライブウェイ全体
駐車場周辺 活用	展望・散策	和佐又山スキー場/ 大普賢岳登山	オートキャンプ場
地域振興効果	大(上北山村)	大(上北山村) シャトルバスルートの 工夫(小処温泉方面)	大(川上村)
課題 安全性 維持管理 基盤整備	・大規模な造成による 自然環境への影響 ・水の確保	・アクセス道の拡幅工事と国道 からの分岐に安全面の対策 ・大規模な造成(ただし、トンネ ル化により環境影響を抑える ことが可能)	・山頂への距離が遠い ・新宮方面からのアクセスが遠 い
評価 ○プラス ●マイナス	○地域振興との両立が可能 ●大規模な土地改変による環 境への影響大 ●コスト大	○地域振興との両立が可能 ○土捨場の有効活用 ●道路拡幅等のコストが必要	○地域振興との両立が可能 ○元河川敷の有効活用

至宇治・大阪方面

P & R 駐車場候補地位置図

白川渡候補地



国道169号



大台ヶ原ドライブウェイ



和佐又山候補地

大阪・奈良方面からは
トンネルを出てすぐ右折



辻堂山付近候補地

ドライブウェイ路肩駐車
(山頂駐車場～3 km)

小処温泉



1 : 50,000



至河合方面

ベース図は国土地理院による2万5千分1地形図を縮小して作成

(2) より良好な森林地域の保全の強化

【目的】 相対的に見てより良好な森林が存在する地域については、利用調整のためのエリアを設けることで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を提供する。

【手法】 利用調整地区の導入を図り、利用による自然環境への影響が生じている区域において一定のコントロール（公園利用者の立ち入りを認定制とする）を行う。

【参考】利用調整地区について

- 根拠法：平成 14 年自然公園法の改正によって創設（第十五条～第二十三条）
- 地区指定：環境大臣
- 地区の基本計画、認定基準等：「利用適正化計画検討協議会(仮称)」を設立し「利用適正化計画(仮称)」を策定
- 立ち入りの認定：環境大臣又は都道府県知事（指定認定機関が指定されている場合は指定認定機関）
- 指定認定機関：認定等事務を効率的に行うため地元の団体等を環境大臣が指定できる
- 手数料：認定関係事務にかかる手数料は受益者（利用者）の負担とし、別途政令により定める（上限 1,000 円/人）

【効果】 ①区域内における利用の影響の軽減（入込みの調整）

②自然との深いふれあい体験（入込みの調整と質の高い自然環境の保全）

【留意点】 指定区域の利用人数を直接制限する手法のため、制度の導入地区や認定基準によっては地域経済とも直結。このため、具体的検討にあたっては、地元自治体等関係者と十分な協議・調整が必要。

【検討項目】

①当面の検討範囲

・大台ヶ原全体で検討すべきであるが、以下を理由に当面は西大台での導入を中心に検討を進める。

(1)多くの来訪者が利用する東大台への設定は地域や関係者さらには利用者への影響が大きく、調整には多くの時間を要すると考えられる。

(2)西大台は東大台に比べて利用者が少ないが、近年、シカによる植生への影響、団体客の利用などで今のままでは自然の質が低下する恐れがあり、少なくとも現在の状態を保全するためには効果的な対策の早期導入が不可欠。

②区域設定、認定基準（人数、ルートなど）等の具体的検討

・地区設定、認定基準等の検討のための体制・スケジュール等の検討。

・自然環境の保全と自然体験の両面から適正な公園利用を検討し、関係者の合意形成を図る。

③管理・運営体制の構築

・認定等事務の効率的運営のため地元団体等（＝指定認定機関）による管理・運営体制を構築する。

(3) 総合的な利用メニューの充実

質の高い自然体験・環境教育の場としての啓発や利用を促進するためのメニューについて、周辺資源との連携も考慮しつつ全体的に充実を図る。

1) 登山道・自然観察路の充実

[目的] 自然環境の保全と自然体験の両面から現在の登山道・自然観察路を見直し、充実を図る。

[手法] ①区域により対象とする利用者層を分けて登山道・自然観察路およびサイン等の充実を図る。

②登山道までの移動手段の確保及び登山口への移動手段の確保を検討する（P&R 駐車場を拠点とした周辺地域との連携も視野）

[効果] 利用者層（技術、体力、知識、経験、目的等）に応じた自然体験の場を提供

[検討項目]

①利用者層に応じた整備計画、サイン計画の検討

②廃道化されたルートを含めて登山道等全体の見直し

③登山道までの移動手段の検討

2) キャンプ指定地の設置

[目的] 質の高い自然体験・環境教育を提供する一手法として、豊かな自然を間近に感じながら食事・睡眠をとることのできるキャンプ指定地を設置する。

[手法] キャンプ指定地を設定し予約制・有料キャンプとする。

[効果] 自然との深いふれあい体験を提供

[検討項目]

①運営・管理体制の構築

・予約受付、料金徴収、管理運営体制の整備・充実が課題。

②指定地の検討

・規模、水の供給、ゴミの廃棄、トイレ等の条件整理や自然公園法との関係等から総合的に検討

3) 山上駐車場の周辺の活用

[目的] 山上駐車場およびその周辺において、大台ヶ原の新しい利用を進めるための活動拠点、交流拠点の機能を充実させる。

[手法] 当面の手法として、マイカー規制の実施により車両の入込みが限られる時など、山上駐車場の一部をイベント広場やガイドツアーやボランティアの活動拠点などとして活用する。

[効果] 新しい利用のあり方を促進する拠点機能、交流機能の充実

[検討項目]

①運営・管理体制の構築

②活用場所、機関の検討

4) 自然解説・自然体験プログラムの充実

[目的] ガイドツアー等の自然解説・自然体験プログラムを充実し、質の高い自然体験・環境教育を提供する。

[手法] 現在のボランティアガイドに加えて有料メニューの導入を含めたプログラムの充実を図る

ともに、地域人材の発掘・育成を行う。

[効果] ①資質の向上。

- ②地域人材の発掘・育成による新たな観光産業への発展
- ③自然体験、環境学習の機会の充実

[検討項目]

- ①現在のボランティアガイドによる無償プログラムと新たな有料プログラムの位置づけの整理
- ②人材の発掘・育成の仕組みづくり

5) 情報提供・情報発信の充実

[目的] 多様な情報ツールを活用した情報提供・情報発信の充実により、利用に係る量の適正化、質の改善に資するとともに、質の高い自然体験、環境学習の場としての充実を図る。

[手法] ①多様な情報ツールの活用を行う。

	県民	現地で
啓発手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載 ・雑誌・書物等への掲載 ・パンフレット・チラシ等の配布 ・旅行会社等への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジターセンターの展示・掲示 ・シャトルバスでの解説 ・サイン（案内板、解説板、注意標識等） ・ガイドツアー、自然観察会など ・パンフレットチラシ等の配布

②利用に関して提供する情報の種類

- ・大台ヶ原の自然・歴史・文化の解説
- ・規制事項などの利用ルール
- ・自然再生と利用のありかたについて普及・啓発
- ・天候、ルート、見頃など利用に関する現地情報
- ・駐車場のリアルタイム情報、代替交通やP&R 駐車場情報
- ・地元の資源・歴史、宿泊情報等

[検討項目]

- ①情報の管理（収集、整理、分析・加工、発信）の主体、手法
- ②利用の枠を越えた情報の集積・発信
(例) 大台ヶ原の自然再生に係る研究、調査データの蓄積、共有化、発信

6) ビジターセンター機能の充実

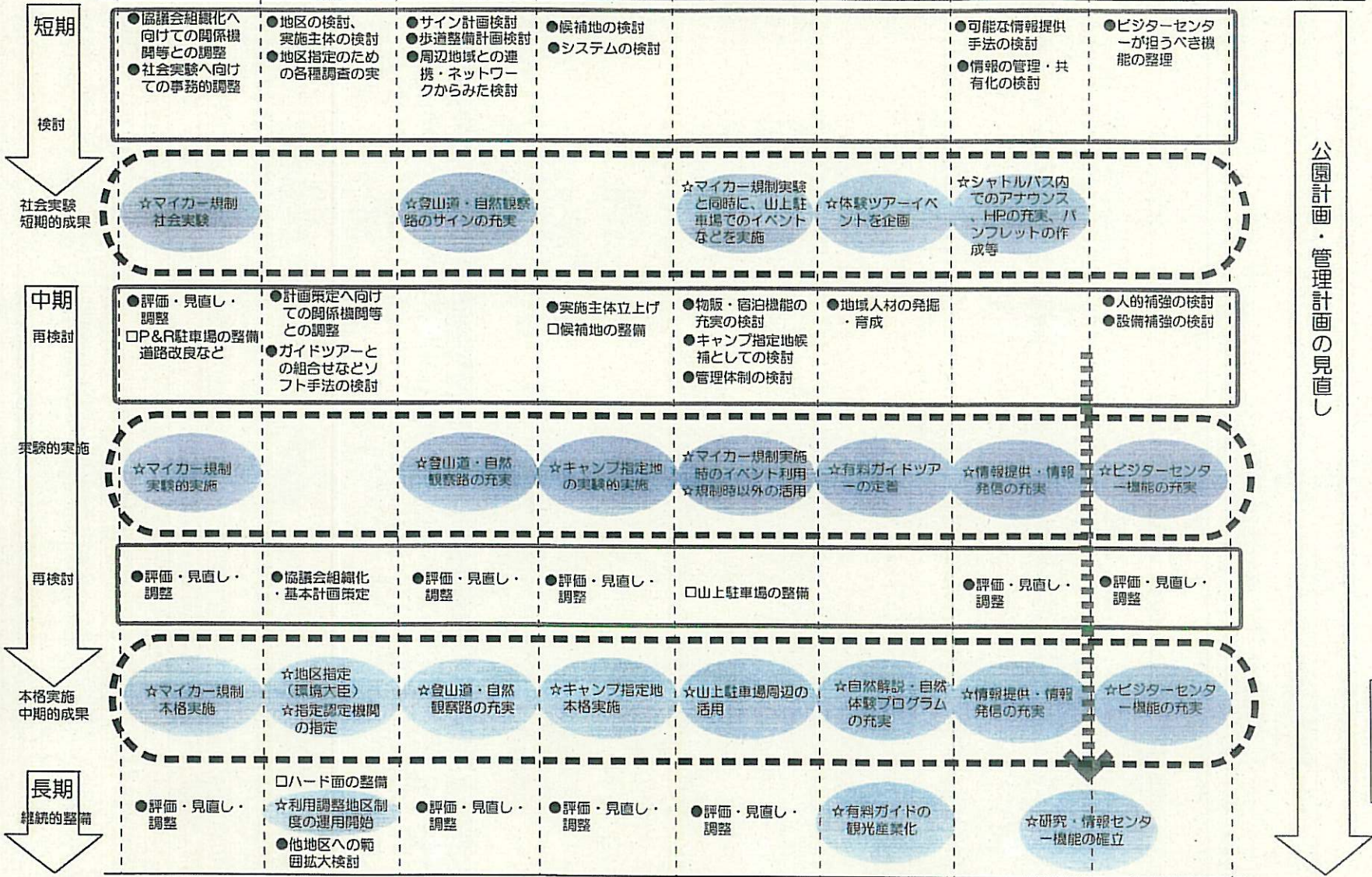
[目的] 大台ヶ原利用の拠点として、博物展示機能、情報提供機能、利用指導機能、自然観察会等によるイベント、教育機能を充実する。

[検討項目]

- ①今後、ビジターセンターが担うべき機能の整理
(例) 利用のあり方等に関するレクチャー機能、現地での利用ルールの徹底
(例) 関連する情報の収集、発信機能
(例) 利用調整地区、キャンプ指定地の利用に関する管理拠点機能
- ②機能充実のための人材の確保（人材の増員、育成）と関係機関との役割分担

(1) マイカー規制 (2) 利用調整地区の設定 (3) 総合的な利用メニューの充実

1) 登山道・自然観察路の充実 2) キャンプ指定地の設定 3) 山上駐車場周辺の活用 4) 自然体験プログラムの充実 5) 情報提供・情報発信の充実 6) ビジターセンター機能の充実



公園計画・管理計画の見直し

[凡例]
● 調査・検討・調整等
□ 関連整備の実施
☆ 成果目標

自然環境の保全・再生 新しいワイズユースの山へ 質の高い自然体験・環境学習